

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>令和6年度に開催する第48回全国高等学校総合文化祭（以下「本大会」という。）の総合開会式及びパレード（以下「開会行事」という。）に向けて、令和5年度に開催する第48回全国高等学校総合文化祭開催1年前大会（以下「プレ大会」という。）の開会行事の計画、準備、運営等を行い、本大会の開催準備を円滑に進めるものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情の説明</p> <p>プレ大会の開催にあたっては、会場設営や行事運営等、専門的知識を有する業者に委託することにより、円滑かつ効果的な業務の履行を確保する必要がある。また、過去に経験した行事のノウハウやそこで培われた知識などにより、岐阜県らしい魅力的な企画を提案することが可能である者に業務を委託することが適当である。</p> <p>このため、契約者の選定は、競争入札による価格競争には適さず、こうした分野に精通する者から提案される企画を比較検討する一般公募型プロポーザルにより契約者を決定することが必要である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>契約相手は、令和5年4月27日に開催された「第48回全国高等学校総合文化祭プレ大会開会行事実施等業務委託プロポーザル評価会議」にて、企画提案を評価した結果、最優秀提案者（契約交渉の相手方）と選定された業者であるため、適当である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。